令和８年（フ）第１０５１号
埼玉県和光市白子２丁目23番23号　サンライズコーポ102
破産者　清水　義史
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０７８号
さいたま市浦和区北浦和１丁目24番26号419
破産者　小島　義和
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０９２号
埼玉県戸田市喜沢２―19―５　リブェール・パル206号室、住民票上の住所埼玉県川口市西川口１丁目24番２―605号　日神パレス西川口
破産者　大嶋　陽子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市船越町３丁目35番地
破産者　黒須　美奈
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４９号
山梨県北杜市大泉町西井出3000番地　市営山崎団地Ｄ－２号室、前住所山梨県北杜市大泉町谷戸5611番地１
破産者　山下　友教
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５０号
山梨県北杜市大泉町西井出3000番地　市営山崎団地Ｄ－２号室、前住所山梨県北杜市大泉町谷戸5611番地１
破産者　山下　優季
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３４４号
愛知県一宮市北園通１丁目16番地５　フォーシーズン一宮202号
破産者　小澤　　陵
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４２号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地43棟303号
破産者　矢田　繁之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第５１１号
北九州市若松区今光１丁目８番４号
破産者　岡原　正博
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２８号
北九州市小倉南区沼本町１丁目２番５―103号
破産者　吉田　　毅
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４５号
北九州市八幡西区岡田町11番29―904号
破産者　垣添　和子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５６７号
北九州市若松区本町１丁目11番１―1203号
破産者　浦辺　　浩
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1957番地の24
破産者　吉田　隼人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０９号
北九州市八幡西区春日台５丁目14番24号（203）、前住所北九州市八幡西区青山２丁目７番14―402号
破産者　城市　　希
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２３号
北九州市若松区宮丸２丁目３番７―403号
破産者　井筒　大介
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２１０号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田1628番地１
破産者　小副川裕子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７８号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目１番14号
破産者　松岡　至子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６５号
熊本市中央区新町３丁目６番25―201号　クレール新町
破産者　小松　達司
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係